

山口県報

平成23年
3月31日
(木曜日)

目 次

人委規則
 職員に関する規則の一部を改正する規則……………一
 公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則……………一
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………一
 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………四
 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………四



職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表中六を七とし、同表の五中10から12までを削り、13を10とし、14を11とし、同表

五 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）の規定に基づく獣医師である職員を

もつて充てる職

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方独立行政法人山口県立病院機構

第二条第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号から第十五号までを三号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項及び第十五条第一項第一号中「、診療放射線技師採用試験」、
「臨床検査技師採用試験」を削る。

別表第一のへ「医療職給料表（二級別標準職務表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	栄養士、理学療法士又は作業療法士（以下「栄養士等」という。）の職務
2 級	相当高度の知識経験が必要と認められる栄養士等の職務

別表第一のへ 医療職給料表(一)級別標準職務表五級の項及び六級の項を次のように改める。

5 級	1 病院の栄養管理部の副部長の職務 2 病室等の困難な業務を処理する主任の職務 3 児童福祉施設又は身体障害者福祉センターの主任の職務 4 高等学校等の困難な業務を処理する栄養主任の職務
6 級	1 病院の困難な業務を管理する栄養管理部の副部長の職務 2 身体障害者福祉センターの主任の職務

別表第一のへ 医療職給料表(一)級別標準職務表七級の項を削る。
別表第一のへ 医療職給料表(一)級別標準職務表二級の項中「助産師又は」を削り、同表三級の項中「看護師又は」及び「主任助産師又は」を削り、同表四級の項中「看護師長若しくは」を削り、同表五級の項及び六級の項を次のように改める。

5 級	1 主任の職務 2 主査の知識経験が必要と認められる主任の職務
6 級	主幹の職務

別表第一のへ 医療職給料表(一)級別標準職務表七級の項を削る。
別表第一のへ 教育職給料表(一)級別標準職務表三級の項及び四級の項を次のように改める。

3 級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教頭の職務 2 育成学校の副校長の職務 3 衛生看護学院の院長の職務 4 衛生看護学校の校長の職務 5 衛生看護学院又は衛生看護学校の相当困難な業務を処理する教頭の職務 6 やまぐち総合教育支援センターの主査の職務 7 育成学校の相当困難な業務を処理する児童自立支援専門員の職務 8 高等学校の校長の職務 9 中等教育学校の校長の職務 10 特別支援学校の校長の職務 11 育成学校の校長の職務 12 衛生看護学院の相当困難な業務を処理する院長の職務 13 衛生看護学校の相当困難な業務を処理する校長の職務 14 やまぐち総合教育支援センターの部長の職務
4 級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教頭の職務 2 育成学校の副校長の職務 3 衛生看護学院の院長の職務 4 衛生看護学校の校長の職務 5 衛生看護学院又は衛生看護学校の相当困難な業務を処理する教頭の職務 6 やまぐち総合教育支援センターの主査の職務 7 育成学校の相当困難な業務を処理する児童自立支援専門員の職務 8 高等学校の校長の職務 9 中等教育学校の校長の職務 10 特別支援学校の校長の職務 11 育成学校の校長の職務 12 衛生看護学院の相当困難な業務を処理する院長の職務 13 衛生看護学校の相当困難な業務を処理する校長の職務 14 やまぐち総合教育支援センターの部長の職務

別表第二のへ 医療職給料表(二)級別資格基準表の備考以外の部分を次のように改め

20.

職種	試験	学歴免許等	職務の級					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
栄養士	大学卒業程度	大学卒	0	5	8	12	16	4
	短大卒業程度	短大卒	0	2.5	5	3	4	4
理学療法士	理学療法士採用試験	短大3卒	0	1	5	3	4	4
	作業療法士採用試験	短大3卒	0	1	6	9	13	17
作業療法士	作業療法士採用試験	短大3卒	0	1	5	3	4	4
	作業療法士採用試験	短大3卒	0	1	6	9	13	17

別表第二のへ 医療職給料表(一)級別標準職務表七級の項を削る。
別表第二のへ 医療職給料表(一)級別標準職務表二級の項中「助産師又は」を削り、同表三級の項中「看護師又は」及び「主任助産師又は」を削り、同表四級の項中「看護師長若しくは」を削り、同表五級の項及び六級の項を次のように改める。

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
看護師	短大卒	0	7	9	11	18	7
准看護師	准看護師養成所卒	0	0	0	0	0	0

別表第二のト 医療職給料表(二)級別資格基準表の備考2中「(助産師で看護師免許を
 得する職種にあつては、看護師免許を取得した時)」を削る。
 別表第六のハ 医療職給料表(一)初任給基準表薬剤師の項、診療放射線技師の項、臨床
 検査技師の項、衛生検査技師の項、歯科衛生士の項、歯科技工士の項及びその他の項を
 削る。

別表第六のト 医療職給料表(二)初任給基準表助産師の項を削り、同表の備考3中「助
 産師(同法第20条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所(修業年限1年以上のも
 のに限る。)の卒業者に限る。)又は「及び」、「助産師にあつては2級19号給、看護師
 にあつては」を削り、同表の備考4を削る。

別表第七のハ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表中

34	33
35	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	38
40	39

を
に
改

める。

74	73
75	74
76	74
77	75
77	75
78	76
78	76
79	77
79	78
80	79

別表第七のト 医療職給料表(二)昇格時号給対応表中

80	80
81	81
81	81
81	81
82	81
82	82
82	82
83	82
83	82
83	82
83	83
84	83
84	83
84	83
84	83
85	84
85	84
85	84
85	85
86	85
86	85
86	86
87	86
87	86
87	87
88	87

を
に
改

める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中、「（以下「医療保健施設」という。）」を削る。

第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号を次のように改める。

二 理学療法士又は作業療法士

第六条中、「医療保健施設又は」及び「助産師、」を削る。

第七条第三項第二号中「勤務する」の下に「院長、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一総合医療センターの項及びこのころの医療センターの項を削り、同表の備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。